

PTA WiFi 利用規約（重要事項説明書）

第1条 適用

1. 本規約は、「株式会社 Future creation」（以下「当社」といいます。）が提供するクラウド WiFi サービス「PTA WiFi サービス」（以下「本サービス」といいます。）の契約者・利用者（以下「契約者・利用者」といいます。）と当社との関係を定め、本サービスの利用に関して生ずるすべての関係に適用されるものとします。
2. 当社は、契約者・利用者の承諾を得ることなく、必要に応じて本規約を変更することができるものとします。本規約の変更は、変更後の本契約の施行時期および内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または契約者・利用者へ通知します。ただし、法令上契約者・利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で契約者・利用者の同意を得るものとします。

第2条 利用の条件

1. 契約者・利用者は本規約の内容を承諾したうえで、当社が定める条件にて本サービスの利用を開始するものとします。
2. 本サービスの契約者・利用者は、当社が定める「PTA WiFi 利用規約（重要事項説明書）」の内容に同意するものとし、これを遵守するものとします。
3. 本サービスは、PC、スマートフォンおよびタブレット等の WiFi 接続対応端末（以下「本対応端末」といいます。）で利用できるものとします。本規約は、全ての本対応端末における本サービスの利用に適用されるものとします。
4. 当社は、契約者・利用者が当社所定の方法で本サービスに申し込み、当社が申し込みを承諾した時点で、当社と契約者・利用者との間で本サービスの利用に係る契約（以下「本利用契約」という。）が締結されたものとします。

第3条 サービス内容および利用上の注意

1. 本サービスの詳細及び端末機器は別に定めるところによります。
2. 本サービスでは、音声通話サービスの提供は行いません。
3. 本サービスの提供エリアは、キャリアの定める通信区域に準ずるものとします。
4. 契約者・利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを電子メール等のデータの送受信、添付ファイルのダウンロード等によって、本対応端末その他契約者・利用者のコンピューター端末、通信機器、通信回線等の設備およびデータに損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。利用者は自己の責任において、本対応端末その他本サービスを利用するために必要な PC、スマートフォンおよびタブレット等の設備を保持管理するものとします。
5. 本サービスに関する問い合わせその他契約者・利用者から当社に対する連絡または通知、

および本規約に関する通知その他当社から契約者・利用者に対する連絡または通知は、当社の方法で行うものとし、契約者・利用者から当社に提供された連絡先に連絡・通知を行なった段階で、契約者・利用者は当該連絡・通知を受領したものとみなします。

第4条 端末機器等

1. 本サービス利用にあたり、当社より本サービスを利用するために必要な端末機器等を販売、もしくは貸し出します。
2. 本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理するものとし、又、端末機器等の管理及び使用は契約者・利用者の責任とします。端末機器等の使用上の過誤又は他者による無断使用により契約者・利用者が被る損害については、当該契約者・利用者の故意又は過失の有無を問わず、当社は責任を負いません。

第5条 利用期間

1. 本サービスには利用期間があります。利用期間は別紙に定めるとおりとします。また、利用期間の満了月の25日までに解約の申し出が無い場合、契約者・利用者への確認無く、契約期間（1年）の自動更新をするものとし、
2. 本サービスの利用期間内に解約があった場合、契約者・利用者は当社が定める期日までに弊社が指定する解約事務手数料を支払うものとし、

第6条 通信停止

当社は、契約者・利用者が次のいずれかに該当する場合は、一定の期間（第1号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間を定めて、本契約に係る通信を通知することなく停止することがあります。）

- ①支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき
- ②違法に若しくは違法となるおそれのある態様、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- ③前各号のほか、本規約の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

第7条 運用の一時停止、変更

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を通知することなく中止することがあります。

- ①当社及びキャリアの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- ②当社及びキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- ③第9条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）の定めにより通信制限

をおこなうとき

第8条 通信の制限

1. 通信は、端末機器がキャリアの定める電気通信サービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
3. 当社は、契約者・利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
4. 当社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えると、又はその通信容量が一定容量を超えると、その通信を切断することがあります。
5. 当社は、本条2項乃至4項に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。
6. 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている契約者・利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。
7. 当社は、当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、当該通信に割当てた帯域を制御することがあります。

第9条 非常事態が発生した場合等における利用の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスの全部を提供できなくなったときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。その場合、当社は、一切その責任を負わないものとします。

第10条 契約者・利用者の義務

1. 契約者・利用者は本サービスの利用にあたって以下の条件を承諾するものとします。
 - ①契約者・利用者は、ホストコンピューター、ネットワークセンター及びアクセスポイント（以下本条においては「ネットワーク」という）を通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うこと
 - ②当社は、本サービスを利用して行われた通信はすべて契約者・利用者のものである

ること

- ③契約者・利用者は、本規約のほか、キャリア及びその他の電気通信事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うこと
- ④契約者・利用者が本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、契約者・利用者が自己の費用と責任において維持すること
- ⑤契約者・利用者は、キャリアの都合により、通信区域が変更又は廃止されること
- ⑥契約者・利用者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示される場合があること。また、契約者・利用者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること又は本人の同意を得ることを条件に、当社又はキャリアの用に供し又は第三者に提供される場合があること
- ⑦本サービスの運用に必要な範囲で、当社及びキャリアにて契約者・利用者のアカウント情報等の個人情報が利用される場合があること
- ⑧契約者・利用者が本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、契約者・利用者が自己の費用と責任において維持すること
- ⑨ID、パスワード（以下「ID 情報」という）、その他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理・使用すること
- ⑩本サービスの適切な運用のため、当社、キャリア、及びその業務委託先との間で、契約者・利用者の個人情報及び ID 情報の授受が行われること
- ⑪契約者・利用者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化がなされる場合があること
- ⑫契約者・利用者が次項の禁止行為に該当する場合、契約者・利用者に事前に通知することなく、契約者・利用者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置かれること
- ⑬当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含む）した場合には、当該事業譲渡に伴い利用規則上の地位、利用規則に基づく権利及び義務並びに契約者・利用者の個人情報及び ID 情報その他必要な契約者・利用者の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡されること

2. 契約者・利用者は本サービスの利用にあたって以下の禁止行為をしないものとします。また禁止行為を行ったと当社が判断した場合、当社は、金 100,000 円を違約金として、契約者・利用者に請求するものとする。また、調査に必要な資料がある場合、契約者・利用者は当社の求めに応じて必要な資料を提出するものとする。

- ①本サービスを、当社の承諾なしに第三者に再卸、再販売もしくは提供する行為
- ②他人（当社を含みます。以下同様とします）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- ③他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為

- ④他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ⑤詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
- ⑥わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- ⑦薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑩他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- ⑪自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
- ⑫他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者・利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含む）
- ⑬コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- ⑭他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含む）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- ⑮受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘の文書等（メールを含む）を送信、記載もしくは掲載する行為
- ⑯受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等（嫌がらせメール等を含む）を送信、記載もしくは掲載する行為
- ⑰違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑱違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- ⑲人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑳人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ㉑犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ㉒売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ㉓他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為

- ⑳他人が管理する電気通信設備やサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- ㉑その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長、誘発もしくは扇動する行為
- ㉒その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- ㉓前各号に該当するおそれがあると当社又はキャリアが判断する行為

3. 契約者・利用者は、本条に定める義務の他、下記各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、本サービスの利用を一時的に停止、または契約者・利用者としての登録を抹消することができます。その場合も、第 11 条に定める義務は存続するものとします。

- ①本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ②当社への登録情報に虚偽の事実が判明した場合
- ③支払停止もしくは支払い不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申し立てがあった場合
- ④当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日以上応答がない場合
- ⑤その他、当社が本サービスの契約者・利用者としての継続的利用を適当でないと認める場合

第 11 条 料金等

1. 本サービスの料金等については、別紙に定めるとおりとします。
2. 契約者・利用者は、本サービスに係る契約が成立し、本サービスの利用を開始できるようになった時点から、料金等を支払う義務を負うものとします。
3. 当社は、本条第 1 項の料金等に関し、利用開始月における月額料金は日割計算とし、利用終了月は日割計算を行いません。
4. 第 6 条（通信停止）、第 7 条（運用の一時停止、変更）、第 8 条（通信の制限）、第 9 条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）があった場合においても、契約者・利用者は前項に係る義務を負うものとします。

第 12 条 延滞利息

契約者・利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第 13 条 免責事項

1. 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損

害、結果的損害及び逸失利益については、一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は当社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更又は改ざん等があった場合においても前項と同様とします。

3. 当社は、本サービスによる通信に関し、その品質を保証しません。

4. 当社は、本サービスに関する技術的サポートに関し、サポートの有用性、正確性等一切の保証を行いません。

5. 当社はインターネット及びコンピューターに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体の高度に複雑な構造を理由として本サービスに一切の瑕疵がないことを保証することはできません。

6. 当社は、契約者・利用者が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有効性その他何ら保証もしないものとします。

7. 当社は、契約者・利用者の行為については、一切の責任を負わないものとし、契約者・利用者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

8. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備及び回線等の障害等、当社の責めに帰し得ない事由により契約者・利用者が被った損害においては、当社は一切責任を負わないものとします。

第 14 条 分離性

本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 15 条 準拠法

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

附 則

この利用契約は、2023 年 9 月 20 日から実施します。

【別紙】

◆プランの種類

プラン名	データ容量	月額料金 (税込)
30G プラン (契約期間 1 年、自動更新)	30GB/月	3,388 円
50 プラン (契約期間 1 年、自動更新)	50GB/月	3,608 円

※国内複数キャリア対応、また、4G/LTE 対応となります。

※申し込み後のプラン変更はできかねます。但し、契約済のプランを解約後、新規申し込み受付は可能となります。その際、本規約にかかる料金及び手数料の未納がないことが条件となります。

※毎月 1 日から末日までにご契約の通信容量までご利用できます。日次の利用容量の制限はございません。

※プラン毎に定める通信量を超過した場合には通信速度を 128kbps まで制限させていただきます。

※利用月はグリニッジ標準時間の毎月 1 日午前 0 時 (日本時間の毎月 1 日午前 9:00) をもって切り替わり、速度制限もリセットされます。

※ベストエフォート方式のため、接続環境や時間帯、混雑具合によって上記の速度が実現できない場合がございますので、予めご了承ください。

◆プランの請求内容

プランの料金は、課金開始月から課金終了月まで生じます。なお、本サービスは課金開始日が属する月を起算として 12 ヶ月の契約となり、その後は自動更新となります。当該契約期間内に終了された場合、解約事務手数料の支払いを要します。当社が PTA WiFi 端末を発送してから端末到着日を含む月末までの残り日数分の日割り額を請求するものとします。

◆料金等の支払い

契約者・利用者は、本サービスの料金について、以下の支払期日までに支払うものとします。

請求書払い※ (年額)

種別	請求日
年額料 (初月日割り + 11 ヶ月分)	契約月の翌月末払い (月末日が土日・祝の場合は前営業日)
契約事務手数料 (初月のみ)	
請求書発行手数料 (初月のみ)	
振込手数料 (初月のみ)	

※請求書(初月日割り + 11 ヶ月分)の送付は、ご利用端末に同封し送付するものとします。

※振込手数料は契約者・利用者ご利用の銀行によって異なります。

請求書払い※（月額）

種別	請求日
月額基本料	月末締め翌 15 日払い (15 日が土日・祝の場合は前営業日)
契約事務手数料料（初月のみ）	
請求書発行手数料（初月のみ）	
振込手数料	

※請求書(初月日割り+11ヵ月分)の送付は、ご利用端末に同封し送付するものとします。

※初回のみ契約月の翌々月の 15 日に（初月日割り+1ヵ月）が請求されます。

※振込手数料は契約者・利用者ご利用の銀行によって異なります。

◆料金の計算方法等

1. 当社は、契約者・利用者が PTA WiFi サービス契約に基づき支払う料金のうち、月額基本料、通信料及びオプションサービス利用料等は、本サービスの端末一式の到着日から料金を計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、随時に計算します。
2. 当社は、本サービスにかかる通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、課金開始日を変更することがあります。
4. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨するものとします。

◆オプションプラン

オプションプラン名※1	オプション内容	月額基本料(税込)※4
安心サポートワイド	内部故障(初期不良を除く) 劣化/外部損傷(初期不良を除く) ・端末にヒビが入った ・ボタンのめり込み ・バッテリー不良 ・バッテリー膨張 など 水濡れ全損 盗難/紛失・バッテリー劣化(有償対応)※2 ・水濡れ ・端末が粉碎した など	580 円(税込)※4
安心サポートワイドプラ	内部故障(初期不良を除く)	700 円(税込)※4

ス	劣化/外部損傷(初期不良を除く) ・ 端末にヒビが入った ・ ボタンのめり込み ・ バッテリー不良 ・ バッテリー膨張 など 水濡れ全損 ・ 水濡れ ・ 端末が粉碎した など 盗難/紛失・バッテリー劣化 (有償対応) ※3	
---	---	--

※1 端末の申込と同時でのみ申込が可能です。途中加入や再加入はできません。補填の対象期間はオプション加入期間内に限ります。

※2 有償交換代：税込 19,800 円となります。

※3 有償対応につきましては下記料金 (税込) となります。但し、盗難届または遺失届の受理番号の提出が条件となります。

- ・ 1 回目 3,300 円(税込) (加入月を 0 ヶ月とする 6 ヶ月目末日までは 5,500 円(税込))
- ・ 2 回目以降 5,500 円(税込)

※4 オプションサービス料については、日割り計算は行わないものとします。

※5 交換端末については、新品もしくはリフレッシュ品となります。お客様の故意による破損、改造による損害 (有償交換代：税込 19,800 円)

◆保証対象基準

安心サポートワイド

保証対象	保証対象外
(1) 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合	(1) 会員の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失 (2) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害 (3) 使用による劣化や色落ち等 (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する被害(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)
(2) 利用者の過失による水濡れが原因で機器が故障した場合	(5) 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
(3) その他故障・破損・水濡れによる	(6) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

って乙が修理を認めた場合	(7) 一度保証を受けた後、その翌月からカウントして6か月以内の申請であった場合
--------------	--

安心サポートワイドプラス

保証対象	保証対象外
<p>(1) 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合</p> <p>(2) 利用者の過失による水濡れが原因で機器が故障した場合</p> <p>(3) その他故障・破損・水濡れによって乙が修理を認めた場合</p>	<p>(1) 会員の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失</p> <p>(2) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害</p> <p>(3) 使用による劣化や色落ち等</p> <p>(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する被害(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)</p> <p>(5) 公的機関による差押え、没収等に起因する被害</p> <p>(6) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合</p> <p>(7) 一度保証を受けた後、その翌月からカウントして6か月以内の申請であった場合</p>
<p>(4) 盗難され、または紛失した場合</p> <p>(5) バッテリー劣化により機器が故障した場合</p>	<p>(1) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害</p> <p>(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する被害(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)</p> <p>(3) 公的機関による差押え、没収等に起因する被害</p> <p>(4) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合</p> <p>(5) 盗難の場合は盗難届、紛失の場合は遺失届の受理番号が未提出の場合</p> <p>(6) 一度保証を受けた後、その翌月からカウントして6か月以内の申請であった場合</p>

◆手続きに関する手数料について

手数料の種類

種別	内容
契約事務手数料	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
請求書発行手数料	請求書を発行するための料金
振込手数料	請求書により口座振込の場合の銀行振込手数料
督促手数料	本サービス利用料等を支払期日までにお支払いいただけない場合に、当社が別途定める日数の経過後に督促状を発送し、発付日より督促状1通につき手数料をあわせて徴収する料金

料金額

種別	内容 (税込)
契約事務手数料	3,300 円 (税込)
請求書発行手数料	220 円 (税込)
振込手数料	契約者・利用者ご利用銀行へお問合せください。
督促手数料	330 円 (税込)

◆解約事務手数料

本サービス利用期間内に終了された場合、契約者・利用者は以下解約事務手数料の支払いを要します。解除申出日の翌月 7 日以内に端末一式を当社指定住所へ到着するよう、発送をお願い致します。また、課金開始月から 12 ヶ月目までの間に、当社の判断により契約を解除した場合も含まれます。契約期間更新後も同様に解約事務手数料が発生いたします。

年額払いの場合は残りの残数月料から解約金と払い戻し手数料を差し引いた金額を解約申出日の翌月 7 日以内に払い戻しいたします。月額払いの場合は解約申出日の翌月 7 日以内に当社指定口座へ解約事務手数料をお振込みください。但し、振込手数料は契約者・利用者のご負担となります。

課金開始月～12 ヶ月目	月額基本料 1 ヶ月分※
--------------	--------------

※プランごとの解約事務手数料額は以下のとおりとなります。

30G プラン (契約期間 1 年、自動更新) : 3,388 円 (税込)

50G プラン (契約期間 1 年、自動更新) : 3,608 円 (税込)

◆解約手続き

契約者・利用者が本サービスの解約を行う場合、窓口にご連絡のうえ手続きを行うものとします。なお、当月末付けの解約手続きは毎月 25 日をもって締め切るものとし、26 日以降の解約手続きは翌月末解約になります。

窓口	06-6809-2323 (受付時間: 平日 10:00~17:00 / 土日・祝日、年末年始は除く)
----	---

【専用ローミング端末のレンタルについて】

◆レンタル端末について

- ・本サービスの端末はレンタル端末です。
- ・契約者・利用者ご本人によるお申込み手続きが必要です。
- ・契約者・利用者以外の第三者に端末を利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
- ・お客様の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害について、当社は一切責任を負いません。

◆レンタル端末の滅失・毀損について

- ・損傷・滅失・紛失した場合は直ちに当社のカスタマーサービス（TEL：06-6809-2323）へご連絡下さい。
- ・お客様の故意または過失により損傷・滅失・紛失が発生した場合又は、端末一式（端末本体/個装箱/付属の USB ケーブル/取扱説明書）の不返還があった場合、以下の端末損害金の支払いを要します。
- ・レンタル端末損害賠償金 金額 19,800 円（税込）

◆「初期契約解除」について

初期契約解除制度により重要事項説明書受領日又は利用開始日から起算して 8 日を経過するまでの間は違約金をお支払頂く事なく契約解除が可能となっております。本サービスを解除する場合には、以下の手続きに従い、申請を行うものとします。 窓口 06-6809-2323（受付時間：平日 10:00～17:00／土日・祝日、年末年始は除く） ②初期契約解除申出日から起算して 8 日以内に端末一式を当社指定住所へ到着するよう、発送をお願い致します。 ③返送にかかる費用は契約者・利用者のご負担となります